

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年5月15日（金）午前10時 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）西野 太一 （副委員長）津田 幸一
今城 雅子 国頭 靖 田村 謙介 中田 利幸
錦織 陽子 森谷 司

欠席委員（1名）

稲田 清

説明のため出席した者

【経済部】石田部長

[地籍調査課] 森脇課長 瀬尾課長補佐

【文化観光局】成田局長

[スポーツ振興課] 渡部課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
榑原スポーツ振興担当係長

【都市整備部】山中部長

[都市整備課] 本干尾課長 田居公園担当課長補佐 末次公園担当係長
都田公園担当係長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

安達議員 岡田議員 門脇議員 戸田議員 森田議員 矢田貝議員 吉岡議員
報道関係者8人 一般3人

報告案件

- ・米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者について [都市整備部]
- ・湊山公園リニューアル事業について [都市整備部]
- ・地籍調査の現状について [経済部]
- ・米子市民球場のナイター照明設備の故障について [経済部]

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○西野委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

稲田委員は欠席されますので、御承知ください。

次に、報道機関から撮影の申出がありましたので、これを許可いたします。

本日は、お手元に配付しております日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、当局から4件の報告がございます。

初めに、都市整備部から2件の報告がございます。

まず、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者について、当局からの報告をお願いいたします。

本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** それでは、米子市都市公園（内浜区域）の指定管理者について御報告させていただきます。今、通知を送らせていただきました。

本件につきましては、4月22日の本委員会で、現在の指定管理者、YONAGOパークオペレーション共同事業体から、その構成企業でございます株式会社辻工務店の脱退の申出を受けたことを御報告させていただいたところでございます。前回御報告させていただいたとおり、辻工務店につきましては、前指定管理者であるYONAGOパブリックパーク・パートナーズ共同事業体の代表企業ということでありましたので、脱退により管理体制及び管理方法等が確実に継承され、管理能力に問題がないかというところを御報告させていただいて、今回確認を行いましたので、改めて御報告させていただきます。

確認の内容につきましては、資料1に記載のとおり、4月20日から5月1日の間、人員体制や管理方法、施設の状態等を確認したところでございます。

確認の方法としましては、1の（3）に記載のとおり、事業計画書の確認や現事業体へのヒアリング、実際の管理作業や、それに伴います日報、点検等の書類の整理状況を確認し、また管理の対象となる各施設の管理の状態というところを本市の職員により確認させていただいたところでございます。

確認の結果についてでございますが、2に記載しております。

まず、人員体制というところでございますが、年度協定に定めております人員以上の人員を確保しており、また3ページのほうに点検内容の詳細を別紙1ということで添付させていただいておりますが、こちらの1に記載のとおり、前指定管理者で現場作業に携わっておられた辻工務店さんの職員は、1名を除き、18名が現事業体の代表企業でありますサンクリーン株式会社に4月1日から継続雇用されまして、引き続き管理業務に携わっておられます。

次に、2ページの②の管理方法につきましては、管理業務で使用する日報、それから点検表、あるいは管理マニュアル等につきましては、現事業体に引き継がれており、これに基づき管理業務が実施されております。また、除草等の実際の作業の状況についても現地のほうで職員が確認しまして、適切に実施されているところを確認しております。

次に、施設の管理状態につきましては、こちらも別紙1の3番に記載をしておりますけれども、都市公園49施設、緑地等のその他の施設63施設につきまして本市職員により確認しまして、特に管理上問題となるような点はございませんでした。今後対応を要する補修等については、現在、指定管理者さんのほうで対応中または対応準備中でございます。

あと、2ページ、2の④番のその他の内容としましては、現事業体による管理がスタートしてから約一月半経過しておりますけれども、その間の住民さんからの要望等につきましても適切に対応いただいているところでございます。

次に、2ページの3番の項目でございます。現事業体の指定管理者の選定時の評価についての検証というところで、資料の4ページに現事業体の選定時の評定票を添付しております。この中で、赤で囲っております同種の施設の管理実績があるかなど必要な管理能力

を期待することができるかという評価項目につきましては、辻工務店が前指定管理者の構成企業であったことから、相対評価といたしまして、前指定管理者の管理水準と同等となる普通と評価しておりました。この項目につきましては、必要な管理能力を管理実績等により評価する項目でございまして、今回の確認の結果から、管理体制及び管理方法等の継承が行われておりまして、施設の管理状態からも選定時の評定に値する管理能力を有していると考えております。

最後に、資料2ページ、4、今後の対応でございしますが、前事業体からの管理業務の継承は適切に実施されておりました。現事業体に十分管理能力がある、要は辻工務店が脱退後の現事業体ということになりますけれども、管理能力はあると判断いたしまして、今回申出があった辻工務店の脱退について承認し、サンクリーン株式会社及び株式会社カンダ技工の二者で構成する共同事業体によりまして、指定管理を継続することとしたいと考えているところでございます。説明は以上です。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。国頭委員。

**○国頭委員** 辻工務店さんが脱退されて、あとの二者で体制を引き続きしっかりしていくということでのことでありました。先日、東京の動物愛護団体さんから、ちょっと携帯にかかってきました。どのくらいの議員さんにかけておられるかちょっと分からないんですけども、猿のことについて、ずっと前から、以前から、繁殖抑制を考えて、避妊、去勢っていうか、そういったものもしたほうがいいということで市には提言はしておられたということなんですけども、なかなかそれがかなってないんじゃないかと。そういうことからやっぱりずっと増え続けているんじゃないかと。増えたものは業者さんにあげるっていうか、委託するしかないんじゃないかみたいな考えで言っておられたんですけども、やっぱり個体管理するっていうのは、野良犬、野良猫でも市ではやっていますけど、避妊、去勢とかそういったものも今後はやっぱり必要だと思うんですけども、その辺りは市としてはどう考えておられるのかな。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** たしか2月の閉会中の委員会で、この辺り湊山公園のリニューアルの件でもちょっと御質問いただいたかと思うんですけども、頭数の管理といたしますか、制限といたしますか、そういったところは継続的に課題だというふうには認識をしております。これまで譲渡という形で抑制なりをしてきたところではございますけれども、委員おっしゃられますように、去勢という手段は当然、抑制の手法として検討しているところではございますけれども、要はどれぐらいの頭数をするのかとか、そういったところも含めて、ちょっとなかなか結論が今、出ていないという状況で、その辺りは引き続き専門家さんの意見を伺いながら、繁殖の抑制、頭数のコントロールっていうところのちょっと譲渡以外の手法ということも検討しているところというのが今現時点の段階でございまして。以上です。

**○西野委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 会長さんも替わられるということですので、ただ、やっぱりこういったことがあったので、真剣に、早急にそういった方針みたいなのを決められて、外部の専門家の意見も聞きながら、ほかの、他市の同じようなところというか、猿園があるような動物園

もどうしておられるかとか、そういったのも研究されてやっていかれないと、やっぱりまた新たに何か生まれたみたいな話も聞いたりしますんで、その辺りしっかりと今後は考えていただいて、頭数制限のことも、頭数管理のことですね、それから、公園のリニューアルについては、次ありますんで、またそのときに言うかもしれませんけれども、そういったところですね。将来にわたっての猿が島のことについてしっかりと考えていただきたいな、管理ももちろんですけども、そういったところを期待したいと思います。

あと、うちの会派のほうからもう1点ちょっとあったんですけども、こういった、この管理とはちょっと違うんですけども、今まで、ここでちょっと聞いてもいい、捜査があったときに、今回捜査があったんですけども、議会の控室等にはこの件で、書類等、捜査が入って押収されたっていうのはあるんですけども……。

〔委員長、止めて。それは捜査上の問題です。当局の問題じゃない。〕と今城委員〕

いやいや、言えるか言えないかは、それは当局ですけど、そういった押収みたいなものあったのかどうかってだけちょっと。

○西野委員長 それは当局…。

○国頭委員 言えるか言えないか、あれですけど。

○西野委員長 当局の方、答えれますか、答えれませんか。

〔いや、そういう問題じゃない。〕と中田委員〕

〔そういう問題じゃない、違う、違う。〕と今城委員〕

答えれなかったら答えれないで大丈夫です。

本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 我々としても、警察の捜査ですとかそういったものには協力はしているというところがございます。以上です。

○西野委員長 もうそれ以上言えませんので。

〔はいはい、分かりました〕と国頭委員〕

よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 では、質問を何点かと、あと意見を後で言わせていただきたいと思うんですけども、今説明していただいた、再検討というか、調査っていうのは承知いたしました。

まず、例えば、今回、主となる事業者さんが脱退されたというか、あと残られたところであるっていうことでの検査、調査をしてくださったっていうことだと思っておりますが、法的な問題として、そもそもとして、この評定票のところ、内容というところで1番の

(1) 関係する法律及び条例等に基づく施設の、これは施設のということなんですけど、管理基準を理解し、遵守が見込まれるというところが一応点数になっていると思うんです。

そういう意味からいうと、これを関係法令っていう関係する法律という意味でいうと、当然、上位法である刑事訴訟法でありますとか、様々な今回の問題になるところっていうのが問題になってくるのではないかなっていうふうに思いますし、この判定状況に選定基準の条項っていうのは、要はこの業務を行うについての関係法律や条例っていうことであることはもう承知しておりますが、そもそもとしてですね、そもそもとして、この企業さんたちが法令遵守のできる企業なのだということを前提にしてやってるんですけど、そうじ

やなかった場合っていうのは適格条項としてどうなんだろうというところを踏まえた上で、そういう場合は、例えば法令を遵守できない会社だったなっていうことが分かった場合は、契約として解除できるというような契約条項がたしかあるような気がするんですが、その辺はいかがですか。確認をさせてください。

**○西野委員長** 本干尾都市整備課長。

**○本干尾都市整備課長** まず、指定管理の条例上、すみません、今、正確な文言がちょっと出てこないで申し訳ないんですけども、その役員が拘禁刑以上というようなところでは指名ができないというような欠格条項がございます。それから、指定管理者さんの基本協定上にもそういうような文言がございます。これに適合するかどうかっていうところがなかなか判断は難しいところではありまして、今、現時点では、まだこれから公判とかっていう流れになりますので、何か刑が確定しているとかそういう状況ではないということがまず一つございますし、それから、今、現時点において現指定管理者さんの、辻工務店さんの、さらに現時点では役員ではないということもございますので、そういったことから、今、現時点で、指名の結局取消しということにはなるんですけども、そういったような扱いとしては市のほうでは検討はしておりませんが、今回こういう申出がございましたので、あくまでもそれに対応していくというふうな考えではございます。以上です。

**○西野委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。ここからは私の意見ということになるんですけども、今回調査して下さった日にちっていうのが、4月20日から5月1日までということで調査をしていただいているというふうに記載をして御説明もいただきました。大変申し訳ないんですけども、直近の2回目の逮捕、また検察からの書類送検も含めてっていうところっていうのは、これは5月1日以降に行われたことですよ。そういう意味でいうと、本当に、去年の6月に成功報酬としてというふうに書いてあるのは、これは報道の方とか、あと警察側とかの、そういうふうに見ているということですから、これは確定じゃないです、もちろん。というようなことですが、事実として、去年の6月にもう一度贈収賄が行われたという事実があったからこそその逮捕、それから送検だと私は思っています。そういう意味でいうと、その時点からその後に、この審査になるための、何ていうかな、申請っていうのは行われているはずですし、その後の時点で我々も、これ、委員会でも状況を確認をさせていただいた上で、その後のタイミングでこの業者さんをお願いしたいんだってことを採決したと思います。ただ、その時点で状況はもちろん我々には知らされてないというか、分からなかった事実が今分かってきているということを考えている、考えるというか、今、感じている状況でいうと、私の意見からいうと、本当に法令遵守のできる会社を主にして行われていたのか、またはその構成の人たちはそのことを知らなかったとか、そうなんです、そうなんだと思うんですけども、そういうことについての法令遵守というところが、今現在残っていらっしゃる会社の皆さんにどれだけこの公共の仕事をするっていうことが法令遵守をするべきだっていうことが、コンプライアンスできちっと分かっていたのかっていうのが非常に疑問なんじゃないかっていうふうに感じることもあります。私が思うのは、事業の継続性ということ是非常に大切なことですし、また私も今、市内歩かせていただいているときに、たまたまこの業者さんとか一生懸命お仕事をしてくださる、公園でやってらっしゃるのを見るときに、本当に真剣に一生懸命やってくださる

のは私も目で見えています。そういう意味では、この方たちが不適であるというふうに思いませんが、事業の継続性ということと同時に、公平性や、それから透明性っていうことを考えていくと、私の意見でいうと、これからあと4年以上をここにお任せするっていうことが、このままね、お任せするということが適性があるのかっていうのは、言ってみれば適格なのか、適性はあると思うんですけど、今御報告いただいたので。でも、それが適格なのかっていうことになると、そこはちょっと私は疑問があるなと思いますので、私の意見からいうと、この1年間、来年の3月まではこのままの形で継続をしていただくっていうこととして、この1年の間、約半年ぐらいになると思いますが、あと残りの4年間について、もう一度公募をされるということを御提案したいなと思います。これは私の意見です。皆さんがどうされるかっていうことについては、もう採決していることですから、そういうふうにはされないっていうことがあったとしても、もう既に採決をしておりますので、それ以上は申しませんが、やはり市民の皆さんに対する公平性とか、透明性とか、適格性とかっていうものを考えていく中で、市がきちっとした形で対処をしているっていうのはやっぱりそういうところじゃないかなと私は思っています。結果として、この同じ業者さんが次の4年間、担ってくださるということになるのは、それは正当な形で行われたことですから、それはいいと思いますが、今のままの形で、法令遵守ですとか、そういうコンプライアンスが今の担われる2者についてどうなのかっていうところも全部含めて、やっぱり検討するべきではないかなというのが私の意見です。これは意見ですので、受け止めていただいた上での対応というのは当局の対応だと思っていますので、それは意見として受け取っていただければと思います。以上です。

○西野委員長 意見でよろしいですか。

〔「はい、いいです」と今城委員〕

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 今日報告、説明で指定管理体制、要は適正な管理体制としては継続してできるということは理解をしました。それはいいんですけど、今回の事件に至った部分の本質は、管理内容としてそれが利益につながるという指定管理料の在り方の本質が私はあると思っています。ですから、適正な規模で適正な頭数っていうか、そういった管理の在り方は、もちろんそれはそれで適正化を進めていけばいいとは思いますが、物事の本質は、指定管理料が、例えば単体の施設等であれば、利用料金制度のような形で収入が、入場料だとか利用料とかで企業努力によって利益が生じるというような形態を持っていますが、この公園管理の場合は、いろんな施設分を、樹木も含めて、一括して施設分を管理する中にこの猿舎があると。そうすると、例えば猿舎の頭数が増減することが、言ってみれば樹木と同じような、増減率と同じような考え方で利用料金が設定されているのかとかというその管理内容とその管理料との関係、要は積算根拠ですね、そこら辺が、現契約が今回のことを受けて、そこを適正に見直す必要がないのかどうかを検討するというのが今回起きたことの物事の本質につながる問題ではないかと私は思っています。ですから、管理体制は引き続き取りつつも、そこら辺の見直しはやっぱりしながら契約変更なり契約更新なりというようなところに向けて分析をして、適正な在り方っていうのをチェックしてみるということが私は再発防止に含めて必要なことではないかと思うんですけど、そこら辺の見解を伺っておきたいと思っています。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 前回の本委員会で副市長のほうからちょっと答弁がありました。今回の案件につきましては、まだ全て詳細が我々もちょっと承知している部分はありませんので、報道ベースぐらいでしか我々も分からないというところがありますので、指定管理の制度そのものとか枠組みそのもののどういったことを見直しが必要になる項目ですか、その辺りは今後明らかになってくる事実を見ながら、必要に応じて検証していかないとはいえないとは思っております。

それから、指定管理料につきましても、基本的には今回提案いただいた指定管理料というところをベースに管理をしていただくというところでございます。ただ、これまでもやはり当初の内容から条件が変わって来たり、都市公園でいいますと、具体的に言うと開発の緑地が増えたりとか、そういったことはございまして、その辺りは当然、毎年管理料の変更というところで対応させていただいてはおりましてし、その他につきましても、当然予算が伴うことではございますけれども、指定管理者さんとしっかりとコミュニケーションを取りながら対応はしていきたいというふうには考えております。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 ぜひしっかり分析をしてみたいと思います。実際には、例えばですけれども、年間の指定管理料と、いわゆる実績として、さっきも言いましたけど、樹木なんかもそうだと思うんですね。当初予定したものよりも、緊急性も含めて対応しなきゃいけないような伐採だとか、繁茂し過ぎたものを管理するという増減に対しての指定管理料とのリンクの考え方みたいなものがあると思うので、例えば猿舎でいえば、50頭のとときと30頭のとときとというのが同額でいいのかとか、その辺の管理の手間についてももっと言うと、細部に考えていくと、もっと逆に手をかけなければいけないことだってあるかもしれない。だから、そういう積算根拠をしっかりと分析していただくということを、これは要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○西野委員長 ほかにございませんか。

田村委員。

○田村委員 まず最初に、私、議会で指定管理物件、トイレ等の毀損や、そういったものの通報先、掲示してほしいということは早速やっていただいているみたいでございまして。非常に分かりやすい看板でした。まず、ありがとうございます。

それ踏まえてなんですけれども、今回、指定管理がJV、共同企業体ということで、3者だったものが今2者になったということで、本来、JVというのはそういったリスクヘッジの意味合いがあって、今回はそれが機能してるのかなというふうに、私は前向きに捉えてはいます。今回、辻工務店が抜けたことによって、各者が持つる強みであるとかノウハウの強みなどが3者で持ち合ってたというふうに理解してるんですけれども、それが2者になったということで、この部分についてはちょっと弱くなったかなとか、そういったものっていうのはまずないんでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 もともとこの申請を昨年度からいただく段階において、代表企業、サンクリーンに替わられるということで、主たる業務、基本的には計画的に移していくというようなもう方向性で申請はされてました。今回、指名の指定自体は、12月で議決を

いただきまして、年明けにさせていただいて、そこから、事業体のほうに聞きますと、比較的スムーズに事業の移行ができたというところと、あと、説明でも申し上げたとおり、多くの現場の職員さんが移っていただけたというところで、やはりそこら辺で、辻工務店さんが抜けることによる何かできなくなる事とか、そういったところは少ない状況にあるというふうに我々としては考えてます。以上です。

○西野委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。それで、JVというのは、ノウハウ、技術等だけではなくて、各者の持つる資金っていうのがやはり大きいと思うんですね。それが3者から2者になったということで、米子市の指定管理を担う2者の資金というのは、単純にですよ、3分の1はなくなったということになります。そういった部分において、指定管理業務の継続性というものについて御懸念等は発生しなかったのかお伺いします。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 前回の本委員会でも委員さんから御質問いただきまして、申請時のちょっと提出していただいている2者、当然、当時は3者の決算状況とかそういったものを改めて確認をさせていただきました。残った2者としても経営状況的にそれほど問題がある状況ではないというところで、特に代表企業さんのほうは比較的良好な状況だというふうに考えてますので、その辺りの懸念は今のところ考えてはいないというところがございます。以上です。

○田村委員 分かりました。

○西野委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

次に、湊山公園リニューアル事業について、当局からの報告をお願いいたします。

田居都市整備課公園担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 そうしますと、湊山公園リニューアル事業について、令和8年2月17日の本委員会で基本計画を御報告いたしました。このたびは基本設計案を取りまとめましたので、御説明申し上げます。資料のほうを通知いたします。

まず、1番の基本計画のコンセプトについては記載のとおりでございます。参考資料として最終ページに添付しております基本計画に基づき基本設計を進めてまいりましたので、御確認ください。

続いて、2番の整備内容について御説明申し上げます。資料にはまとめておりますが、基本平面図で御説明いたしますので、3ページを御覧ください。画面上側が中海、下側が鳥取大学医学部附属病院、図面にはございませんが、左側、艇庫の駐車場、右側が児童文化センターとなっております。

それでは、(1)番の眺望ゾーンについてです。こちらには中海を眺望できるあずまやがございますが、公園側に高木が密集しているため、これらを適正に配置することにより公園側から視認性を向上させるとともに、園路をつなげることによりアクセス性を高め、滞留機能を備えた眺望ゾーンの休憩施設として活用してまいります。あわせて、ランドマークとして中海を望むブランコを新設し、周辺環境を活用した空間整備を行っていきたくと

考えております。

続いて、(2) 番の芝生広場についてです。眺望ゾーンの左側となります。鳥取大学医学部提供予定地に代わる芝生広場の機能として、新たに面積約5,000平方メートルの芝生広場を確保し、既存の高木を生かしたサークルベンチやあずまやを設置することで日陰の休憩スペースを確保し、滞留・休憩機能の向上を図ってまいります。中海護岸側を一部かさ上げして平場を整備することで、イベント時などのステージとして活用可能な多目的な広場として整備を行っていきたいと考えております。

続いて、(3) 番の子どもの遊び場です。こちらについても樹木の適正な配置を行い、明るい空間を確保した上で、鳥取大学医学部提供予定地から遊具を移設するとともに、既存の猿が島をランドマークとして活用し、周辺にアニマル遊具を配置します。また、大型遊具の新設や築山の整備により、一層の子どもの遊び場としての機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

(4) 番、園路になります。艇庫側の駐車場から中央園路を幅員8メートルで整備し、公園全体を見通せる開放感のあるしつらえとし、園路沿いには桜を移植し新たな景観を創出するとともに、夜間の散歩等の利用を想定し照明を設置することで、昼夜問わず利用可能な空間とします。そのほかの園路についても幅員3メートルから4メートルを確保し、点字ブロックや縦断勾配を5%以下とするなど、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した整備を行っていきたいと考えております。

(5) 番、米子城下ゾーンについてです。図面の左下、米子城入り口側になります。米子城跡と湊山公園再整備エリアをつなぐ新たな園路を整備し、園路沿いには桜を移植するとともに、ベンチやあずまやを配置し、歴史資源を生かした回遊性の向上と滞留機能の充実を図ります。

続いて、4ページから8ページまではイメージ図となりますので、御確認ください。

資料が前後しますが、続いて、資料2ページに戻ります。3番の都市公園区域の一部廃止に伴う都市計画公園区域の変更についてです。

(1) の都市公園の区域の一部を廃止する理由についてですが、こちらは、県内唯一の特定機能病院である鳥取大学医学部附属病院について、既存敷地の狭隘化や土砂災害リスクの解消、病院機能の維持及び地域医療福祉の向上を実現するために公園区域への拡張は必要不可欠であり、こちらが都市公園法第16条第1号の公益上特別の必要がある場合として、都市公園の区域の一部を廃止するというものとなっております。

提供面積については1万2,863.97平方メートルとなります。この面積は公園区域廃止面積となります。湊山公園全体の面積としては28.5ヘクタールから27.2ヘクタールとなります。

最後に、事業のスケジュールについてです。6月頃には住民説明会を予定しております。この結果については7月の都市経済委員会で報告する予定としております。令和9年度の着工に向けて、今後事業を進めていくということになります。説明は以上でございます。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

森谷委員。

**○森谷委員** 1点だけちょっと伺いたいと思います。子どもの遊び場、これは具体的な設

計平面図にもしっかりと明記されてますけども、どうしても子どもの遊び場となると大体幼児とか小学生ぐらいまでの年代じゃないかと思うんですけども、そういう面では、整備内容の（２）の芝生広場の中で、ワークショップ意見の反映の中に若者の利用というちょっと表現が出てますけども、結局その若者、いわゆる中学生とか高校生とか若い世代が遊べるというか、憩うような場所とか、それに関連するような一つのプランというのはあるかないか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 若者の利用についてというところでございますが、先ほど御指摘いただきました芝生広場についてなんですけども、こちら、護岸側を、説明でも申し上げましたけども、かさ上げし平たん部を造ることで、こちら、イベントの利用時などにステージとして活用できるような計画でおります。そうしたことで、日常的な芝生の憩いの場としての利用とともに、非日常的なそういったイベント時での活用ということもできるような空間としたいと考えております。

あと、眺望ゾーンについては、こちらも単なる休憩所ではなくて、ブランコを新設するなどして、ちょっとホットスポットとして活用できるような計画、考えもございますので、そういったところで若者の利用というところを考えております。

○西野委員長 森谷委員。

○森谷委員 分かりました。特にやっぱりまちが元気になるというのは、本当、こういった若者、中学生、高校生とか、こういった世代が何かにぎわいをつくると思いますので、その点、またよろしく願いいたします。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

今城委員。

○今城委員 何点か聞かせてください。バーベキューエリアっていうのを設定してくださっているんですけども、現状でいうと、湊山公園ではバーベキューを行わないというふうになっているのかなというふうに、私の認識なんですけれども、私の認識のその一つというのは、例えば、バーベキューでの煙だとか、その後の使用した残材ですとか、そういうものが放置されているということも踏まえて、特に桜に対する影響が大き過ぎるのでやめるっていうふうなこともあつてかなというふうに私は認識をしてたんですけど、そういうことも踏まえた上でこのバーベキューエリアという設定になっているのでしょうか。そこを教えてください。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 先ほどのバーベキューすることができないのではないかとということですけども、今現在、湊山公園についてはバーベキューができる区域というのを今も指定しておりまして、それに代替機能として、リニューアル後についてもバーベキューエリアを設けたということでございます。以上です。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。今のしている広さとそう変わらないというような認識でいいのでしょうか。こういう形になってくると、より多くの希望が出てくるのではないかとというようなことも考えたりするんですけど、それに対する対応などのことはいかがなんでしょうか。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 当然、自由にバーベキューができるわけではございませんで、事前に申請のほういただいて、そちらについて許可をするという格好で、利用が集中するようですと、その辺の御相談は利用者にさせていただきたいと考えております。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 それと、そのバーベキューエリアの下のほうというか、メインエントランスって書いてあるっていうことは、基本的にはここから入っていくようなイメージでいるっていうことになると、駐車場とかはどこに設置されるのかなというのがこの中ではちょっと分からなくて、大学病院関係の駐車場を兼ねるのか、それとも別にあるようなイメージなのかを教えてください。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 駐車場については、このたびの整備で拡張とかそういったことは想定しておりませんで、現在の駐車場を使っただけように考えております。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 現在の駐車場ってというのは、今、私の思っている駐車場ってというのは子どもの何とかセンター、ごめんなさい、分かってないけど。

(「児童文化センター」と声あり)

児童文化センターの辺りのところの駐車場から、言ってみれば逆側から。

(「艇庫」と声あり)

艇庫側のほうからってところの、そうすると、艇庫を使ったりとかされるときには駐車場少ないんじゃないかなと思ったりするんですけど、どうでしょうかね。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 すみません、今ちょっと担当課長補佐のほうから答弁したのは、艇庫側のほうの駐車場の近いところをメインエントランスとして今回の基本計画では設定をさせていただいてるところでございます。当然、どこからでも、米子城側からもアクセスできるようにさせてもらってますし、児童文化センター側からも、鳥取大学医学部さんに提供して、ちょっと工事中は恐らくこの提供予定地ってというのは仕切られる形になると思いますので、中海側からのほうから回っていただけるような園路を設けております。

それから、駐車場の件につきましては、今年の3月議会で、すみません、ちょっと議員さんを忘れてしまって、御質問があったかと思うんですけども、このエリアー帯として、このたび中海憩いのテラスがオープンしますし、三の丸広場とかにも駐車場が新たに新設をされましたので、その辺りも一帯として使いながら、あとは御案内ってところを今後一帯で使っただけのように検討していきたいというふうなところで考えているところでございます。以上です。

○西野委員長 今城委員。

○今城委員 分かりました。ありがとうございます。最後に、お願いしたいことなんですけれど、これだけのエリアがあつての広さの中で、トイレが1か所のように、あずまやは何か所もあるんですけど、公衆トイレとしてのものが1か所しかないって。特に子

どもの……。ありますか、もっとほかにもありますか。

いや、駐車場のところは別として、このエリアとしての、この公園自体のところっていうのに。私が思うには、子どもさんを遊ばせるっていうことになるのであれば、その場所に1か所、2か所あるほうが、多分親御さんたちはとても安心じゃないかなって思うことと、もう一つは、芝生広場のほうで若者含めてのイベント系をとさっきからおっしゃってるんですけど、そこをカバーするのにこのトイレ1個だけで大丈夫ですかっていうのはとても心配するところですので、どれぐらいの人数を想定されている中でトイレをどれぐらいの形にするっていうふうに思っていらっしゃるのかがちょっと分からないところもあるのですが、これでは多分少な過ぎるのではないかなと思いますし、広さから考えると、子どもの遊び場ですとか、猿が島ですとか、あの辺あたりから、いや、トイレっていったときに、子どもさん連れてここまで行こうと思ったら相当大変なんだよね、距離的に思ったりするので、近場できちっと確保できるようなものをお願いしたいなというふうに思います。これは意見です。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 先ほどの説明の中で、樹木が、眺望だとか見通しとかも含めてっていうのは、現在ある樹木を、ちょっと言うと間引くような形でイメージしていいんですかね。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 そうですね、樹木の状態とか配置等を検討しながら、必要なものを残していくというふうに考えております。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 それ、要は公園の全体像を見ての話で、さっきちょっとトイレの話もあったんですけど、近年の酷暑の状態での公園利用を考えたときに、あずまやが数か所はあるんですが、いわゆる日よけの部分で、公園利用をどのぐらいの人数で想定していいかはちょっと分かりませんし、もちろん整備費に関わる問題になってくるとは思うんですけど、私、20年ぐらい前に弓ヶ浜公園を整備する際に、樹木が育ってないし、小さなお子さんたちが利用して、お母さんと来たり家族と来たりするのに日よけがないっていうことで、今の三角型になった大屋根があると思いますけど、あれを要望して設置していただいた結果が弓ヶ浜公園のときあるんですね。こっちの湊山公園を利活用していく上で、子どもさんたちを楽しく遊ばせるっていうこともだし、もう一つは、イベント性の部分でも活用を促進していくっていうことから考えると、私は可能な範囲、公園法とかいろいろで本会議でもありましたけども、面積の限界っていうのがあるとは思いますが、できるだけ、この時代ですので、日よけのやっぱり施設を整備してあげないと、駐車場もある程度遠いところから歩いてきて、夏に利用する人がありますかっていうことになるんじゃないかと思うんですね。日よけっていうことは同時に雨よけにもなるので、そういったこともぜひ検討してほしいなと思うんですけど、どうでしょうかね。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 そうですね、酷暑の利用というところで、日陰の創出というところには十分に配慮したいという考えでこの計画は進めていまして、それで、どうしても広場を、空間をつくるために適正な配置にしていくっていうことは必要であったんですけども、その中で、状態のいい、今の常緑樹でありますとか高木については、極

力、可能な範囲で残して、そこに、資料で申しあげましたけども、サークルベンチという形で、樹木の日陰となるようにその周りにベンチを設置するように今考えております。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 そうすると、私が今申しあげた、酷暑も含めた日よけの必要性というのは認識した上で、その日よけの可能スペースっていうところを計算した上でこの結果になっているというふうに認識していいんですか。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 今、この平面図で、樹木の中にちょっと丸が書いてあるのが、これがサークルベンチでございまして、これだけの休憩施設という、あずまやもありますけども、樹木を利用した日陰というところで、適正な配置というふうには考えております。以上です。

○西野委員長 中田委員。

○中田委員 これで終わりにしますが、ほかの遊具や、それから、様々な配置される施設でいくと、後から、例えばやっぱり必要だねなんていうことになったときに、建設設置がなかなか困難になるようなことになってはいけないので、やっぱりこれからの時代を想定した、それから、公園利用の在り方は時代のニーズによってまた変化してくるかもしれませんが、そういったこともある程度想定した芝生広場の配置だとか、それから、この子どもの遊び場の配置だとかについては、その配慮は、配慮というか考え方としての、将来的な、私は残しながら進めていかれたほうが賢明だと思いますので、そのことは指摘と要望という形をさせていただきたいと思います。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 まず、最初に、こうして3ページの平面図とか、いろいろイラストなども出してもらってイメージは大体分かったんですけど、例えば、この最初の3ページの平面図だけだと、今の湊山公園とどういうふうに違ってくるのかっていうのがちょっと分かりかねるということなので、本当だったら、現在はこうだけこういうふうになりますというように、やっぱり比較ができるような資料が欲しかったなっていうふうに思います。

これを見ますと、やっぱり随分狭くなったなという、もちろん鳥取大学医学部さんのほうに土地を提供するわけですからやむを得ないと思いますが、狭くなるけれども、人はたくさん来てもらうということを考えると、やっぱりさっき指摘があったように、トイレは2つぐらいはないといけないだろうというふうに思いますし、それから思ってたのは、これまでの既存樹木の伐採っていうのはどの程度されるのか。かなり芝生公園のところにはあったと思うんですけど、今が100とするとどのくらいになるのかっていうのはちょっと、大体言えますかね。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○田居都市整備課公園担当課長補佐 具体的な数というのはなかなかちょっと難しいんですけども、1割から2割ぐらいの樹木になるのではないかなとは考えておりますが、今現在、高木化と過密化しておりますので、それはやっぱり、年月が非常に、供用開始してからたってますので、その辺りを見直していくっていうことは必要かなと考えておりま

すし、伐採した樹木について、再度チップにして、今度、園路として利用していきたいというふうな考えをもってこの整備を進めていくことを考えています。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 ちょっとどきっとしました。ちょっとそれをかなり減らされるなど思ったんですけれども、やっぱり芝生公園を造るためには、現状の八、九割はなくなってしまいうことなんですね。それではやっぱり、なかなか、この広さの中でいろいろなものをコンパクトに詰めなきゃいけないということなんなんですけれども、そういうことでいいのかなっていうふうに思います。

鳥取大学医学部のホスピタル公園ですかね、パークがどういうふうになるのかさっぱり今の状況の中では分からないので、ぎりぎり猿舎の辺のところにもトイレがもしかしたらできるのかもしれないとか思ったりね。そうすれば、また今の位置を変えて、バランスを、全体として取ることができるのかなというふうに思うんですが、その鳥取大学医学部のほうのホスピタル公園っていうのは、大体、青写真みたいなものはもう入手しておられるんでしょうか。

○西野委員長 本干尾都市整備課長。

○本干尾都市整備課長 鳥取大学医学部の再整備に関わります、既にホスピタルパーク構想ということで、公園と一体になった整備というところをイメージとして掲げられているところをございまして、今、基本計画というのを進められてまして、これが近々公表される予定というふうに伺っているところをございます。委員おっしゃられるように、当面は今お示ししている絵、先ほど申しましたように、工事期間中というのはどうしても提供予定地というところが仕切られるような形になることを想定はしておりますので、提供時点でこういったような公園がまずスタートというところで、将来的にはそういった鳥取大学医学部さんのホスピタルパーク構想と整合を取って、一体の公園としてより魅力あるものにしていくように、今後も鳥取大学医学部さんの基本計画は、さらに実際ホスピタルパーク部分を整備するということになると、それから先、また検討されることになろうかと思しますので、その辺りは調整を図りながら進めてまいりたいと思います。以上です。

○西野委員長 錦織委員。

○錦織委員 なかなか具体的に、こういう形だっというふうに示されない中で、米子市のほうの公園を造るっていうのは、とても、技術的につていうか、難しいことだっというふうには想像はしてるんですが、ちょっと、芝生公園のところの樹木の伐採っていうのはもう少し何とかならないのかなと。ただ、それを伐採しなければ、今度はステージも臨時的に造れないし、芝生広場を確保することはできないっていうことになるので、かなりこれは、ちょっと課題があるなっというふうに思ってるところです。取りあえず、今のところでは以上です。

○西野委員長 ほかにございせんか。

津田委員。

○津田委員 皆さんから御意見がいろいろ出て、お聞きしたいところがあるんですけれども、遊具に関してはインクルーシブ遊具を入れられるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○西野委員長 田居担当課長補佐。

○**田居都市整備課公園担当課長補佐** 新たに新設する遊具についてですけど、インクルーシブに対応した大型の遊具を新設したいというふうに検討しております。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** 分かりました。いろんな、本当にどういう方でも利用できる遊具っていうのを本当に望まれているのではないかなっていうふうに思いますので、ぜひともインクルーシブ遊具を入れていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、あと、防災的な部分をちょっとお聞きしたいんですけども、例えば、この芝生広場については、うちの会派のほうでも、今回、芝生の運動場を水はけがよくするというようなことで言わせていただいたんですけども、防災機能というか、そういうことで、水はけをよくするような、そういうような工事っていうのを施工されるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○**西野委員長** 田居担当課長補佐。

○**田居都市整備課公園担当課長補佐** このたびの新設する芝生広場についてですけども、埋設管として暗渠排水施設を設けて排水対策にっていうのを今検討しておるところでございます。以上です。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** もう、非常に安心いたしました。こういう水はけですとかそういうところの部分、もう本当に一番こだわっていただきたいというか、そういうところだと思います。

それから、避難経路というか、あと防災機能については、何か工夫されるべき点というか、そういうところはあのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○**西野委員長** 田居担当課長補佐。

○**田居都市整備課公園担当課長補佐** 広場のオープンスペースとしての考え方としまして、現在の芝生広場と同等規模の新たな芝生広場を設けることとしておりますことと、あと、鳥取大学医学部提供用地というところがございますけども、こちらについても、鳥取大学さんのほうでホスピタルパークとして、湊山公園とシームレスな整備を検討されていると考えておりますので、こちらの用地を提供したことによって、この敷地が分断されるっていうふうなことは考えておりませんので、その辺を検討しております。

○**西野委員長** 津田委員。

○**津田委員** それから、ちょっとこれで最後にしたいと思いますけれども、この鳥取大学医学部のスペースが拡張することによって、病院の利用者っていうのがかなり増えるのではないかっていうふうに思いますけれども、これに対しての本市の体制というか、渋滞ですとか、この利用者にしてもですけど、駐車スペースですとか、病院を利用する人に対する渋滞緩和っていうような措置とか、そういうようなことはお考えでしょうか。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 渋滞の対策とかといったところは、これはうちの都市整備部だけでなく、今、鳥取大学医学部といろいろとやり取りをしている中で、協議している事項の一つというふうに認識をしておりますので、その中でまたいろいろと考えなりが出てくることはあろうかとは思っております。以上です。

○**津田委員** 以上です。

○**西野委員長** ほかにございますか。

田村委員。

○**田村委員** 先ほど、シームレスな整備っていうことでお話もあったんですけども、このイメージなんですけれども、今この赤枠で囲ったところが分断するということではないというようなお話でしたよね。コンセプトの中にも、病院の利用者も一緒に使える公園みたいなイメージがあるので、病院の、例えば患者さんとかが、今回整備するところのエリアにも出てこられるという想定で間違いないんですね。確認です。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 委員御指摘のとおり、当然、シームレスということですので、我々もむしろ病院の利用者さんが、ちょっと合間とかに公園のほうを使っていたきたいと。それは鳥取大学医学部さんのホスピタルパーク構想の中でもそういった思いはございますので、あくまでも我々も同じ考えでおるところでございます。以上です。

○**西野委員長** 田村委員。

○**田村委員** となれば、出てこられるのは全然私も大歓迎なんですけども、例えば、そのシームレスの境界を入れていって、鳥大の敷地に入っていく人が出てくる。例えば研究棟なんかもありますよね。そういったような御懸念っていうのはないのでしょうか。

○**西野委員長** 本干尾都市整備課長。

○**本干尾都市整備課長** 当然、鳥取大学医学部さんのほうで入れるとこ、今は完全に分断されているというか、フェンスがある状況でございますけども、そういったところは当然あるかとは思いますが、その辺のすみ分けとかそういったところは、今後もお話をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○**西野委員長** 田村委員。

○**田村委員** 分かりました。ちょっと安心しました。それで、先ほど来、トイレの話にも出たんですけど、私も少ないと思うんです。要は子どもの遊び場のところにももう1か所ぐらいあっていいんじゃないのかなっていうふうに思っております、この園路をまたいで、遠く、子どもたちがまた行き来するというのもちょっと考えにくい、動線として思っておりますので、これはちょっと御検討いただきたいなというふうに思います。

あと、錦織委員は芝生広場のところの木の伐採にちょっと反対ということでお話がございましたが、芝生広場にするのであれば、この図面にあるのは、今4本ここに生えてるような状態があるんですが、例えば、そのイベントとして活用するというような前提を考えれば、これ要らないんじゃないかと私は思っております、あと、もう一つは、木がそこにあることによって、その下の芝生の生育に非常に影響が出るんじゃないかなというふうに考えております。要は日照が少なくても育つ、日陰に強い品種としてセントオーガスチングラスっていうのがあるんですけど、そのちょっとお高いやつでも1日5時間半程度の日照は要するというふうになっておまして、そういうことを考えますと、ここに木が入っちゃうということによって、その周辺の生育に影響が出るんじゃないかというふうに思っておりますが、その辺りの見解を伺います。

○**西野委員長** 田居担当課長補佐。

○**田居都市整備課公園担当課長補佐** 芝生への影響っていうのは、専門の造園業の方ともちょっと相談しながら今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○**西野委員長** 田村委員。

○**田村委員** せっかく舞台があった芝生の広場というのがなくなってしまって、これが代替の施設になるというふうに考えれば、やはりこの樹木っていうのは、私はちょっと検討いただきたい。これは要望したいと思います。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

○**国頭委員** 私も最初、今城委員が言われた、ちょっと、バーベキューエリアのところですけども、桜のところですよ。十二、三年前だと思いますけど、観光協会長の名前で、ここ、根腐れするっていうことで、桜の木だね。それで打ち出されて、そのときもけんけんがくがくあったんですけど、一応できないようにすると。桜のためにということであったんですけども、これは年中できる、その辺りは、当時のやつとの整合性っていうところもありますし、いいと思うんですけど、当時の整合性と根腐れっていうので禁止したとこと、どういう形で、エリアを設けるって先ほど言われましたけど、年中できるのか、桜のときにもできるのか、その辺りの見解というか。どうなってますか。

○**西野委員長** 田居担当課長補佐。

○**田居都市整備課公園担当課長補佐** 現在の湊山公園のバーベキューについても年中といますか、時期を指定しておりませんので、今後もそのような形で対応したいと考えておりますし、要は根腐れといますか、根の上を人が踏むことによって、根に対しての影響っていうのは確かに出ると思いますので、その辺りの利用の仕方っていうのは考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○**西野委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** あと、周知ですね。桜の時期で、知らない人なんかは、ここだけやって、じゃあできると思ってほかに持ってこられるところもあるのかもしれないし、その辺の周知をしていただきたいと思います。

また、園路のところに桜を植えられるということですけど、これはどのくらいの規模ですか。何十本なのか、どのくらいの、全部沿わせての感じでしょうか。何か、図にあるようにちょっとしか、ぽつんぽつんっていう感じでしょうか。

○**西野委員長** 田居担当課長補佐。

○**田居都市整備課公園担当課長補佐** すみません、中央園路については、芝生広場と子どもの遊び場というのを分断することを避けて、本数はある程度間隔を空けて配置する予定ですが、その代わりに他の園路沿い、あとは、特に護岸側については桜の並木ということで、新しい桜の空間を創出していきたいというふうに考えております。以上です。

○**西野委員長** 国頭委員。

○**国頭委員** 分かりました。今ある桜で有名な湊山公園ですんで、さらにプラスしていくっていう感覚ですね。桜を増やしてということで、今の、既存の更新とは関係なくプラスという感じでいいんですね。

○**西野委員長** 田居担当課長補佐。

○**田居都市整備課公園担当課長補佐** 桜の本数自体については、全体の本数としては減ることになります。桜の状態とか、今、老木化しています数がかかなり増えておりますので、そういったところを見ながら移植可能なものは移植で対応したいというふうに考えております。以前はちょっと広場として面的な桜の広がりっていうのがあったと思うんですけど

も、どうしても広場を確保することによってそれがなかなか難しいというところで、今度は並木という形で桜の名所としての魅力を新たに創出していきたいというふうに考えております。以上です。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

今城委員。

**○今城委員** 先ほど防災の件で一つ言い忘れておりました。中海側に面しているわけなので、外海と面しているわけではないので少しは安心はしておりますが、地震、津波等のあったときに、内海側だからといって安心できるっていうわけじゃないです。もうすぐ海に面しているっていうことを考えると、艇庫とか、中でボートとかしていらっしゃる方のことも全部含めて、利用してくださる方たちにいち早く警報が分かるような施設を、それでいうと、水辺の学校のあたりに、たしか警報が、山側のほうとかで水が多かったりすると、雨とかいろんなことがあったら、下のほうでも警報ができるようなシステムにならないでしょうかねみたいな話をたしかあのとときしたような気がするんですけども、国交省さんが検討するみたいなことをおっしゃったような気もするんですけど、ここは市が整備する場所であるということを考えると、ちょっと警報などいち早く伝えて、ここの人たちが安全に整然と避難ができるような聞こえるものとか、見えるものとかみみたいなのを設置していくべきではないかなと思うんですけど、そういうことはこの基本設計の中には一応入ってないっていうか、検討されているのでしょうか。

**○西野委員長** 田居担当課長補佐。

**○田居都市整備課公園担当課長補佐** この中に放送設備等の検討はしていきたいと思っております。あとは防災無線ですね、その辺りを利用して避難、あと指定管理のほうが常駐しておりますので、その辺り、緊急の対応ということで、しっかりしていきたいというふうに考えてます。

**○西野委員長** 今城委員。

**○今城委員** 分かりました。ぜひお願いします。やっぱり、先ほど来、皆が言っている意見のことっていうのは、これ基本設計なので、これからの詳細設計にどう生かして下さるかっていうことに本当はなっていくとは思っているんですけど、ちょっとこの内容からいうと、例えば、防災の視点があまりにもちょっと薄いんじゃないかなとか、トイレとか水飲み場とか、子どもさんたちに利用していただくと思うのに、だとすると、ちょっとその機能そのものが少ないんじゃないかなとか、先ほど、中田委員やほかの委員もおっしゃってましたけど、じゃあ、子どもさんたち、おむつ替えするとかそういう感じのことを考えたときに、そういう場所、安全にね。それから、雨とか光とか、そういうのを防げる場所を本当に造っていただけるんですか。あずまやですか、それはとか。そういうことを考えていくと、ちょっとずつそういう防災の観点とか、本当に子どもさんたちに使ってもらって、安心・安全に使っていただくという観点が、ちょっとこの基本設計の中には見にくくなっていうふうに思いますので、今後詳細設計等々に進んでいくところで、しっかりそこら辺のところは盛り込んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

国頭委員。

**○国頭委員** すみません、3月議会でも代表質問しましたけども、やはり、今回、いろい

ろな事件となった猿が島がそのままになっているというところは、当時、四十数年前に寄贈した米子ライオンズクラブに私も今属してて、なかなか米子ライオンズクラブがこれを、米子市にもう寄贈してますから、米子市が考えるようなことだと思いますけども、リニューアルするタイミングで、やはり何かもう少し古くなったところを改修するとか、そういったことも必要なんじゃないかなと思っておりますんで、ここはそのままって、前、2月の閉会中の委員会でも言われましたけど、そこも踏まえて考えていただきたいと思います。これは意見です。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野委員長 ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11 時 13 分 休憩**

**午前 11 時 16 分 再開**

○西野委員長 都市経済委員会を再開いたします。

次に、経済部から2件の報告がございます。

まず、地籍調査の現状について、当局からの報告をお願いいたします。

森脇地籍調査課長。

○森脇地籍調査課長 地籍調査事業の新規地区の調査着手につきまして御報告いたします。

まず、地籍調査事業につきましては、決算都市経済分科会におきまして、地籍調査の進捗率が低いことで予算額を増やして調査することや、スピードアップを図ることにつきまして御指摘等を受けまして、進捗を図る方向の検討を行いました。このたび、新規地区の調査着手につきまして御報告いたします。資料、地籍調査の現状について説明いたします。

1、現状につきましては、現在2地区の調査を行っております。和田町と淀江町でございます。

次に、2、新たな地籍調査地区についてでございます。着実な地籍調査を実施し、進捗を図るため、調査面積を増やす方法といたしまして、地区を追加することで単年度の調査面積を増やしていきたいと考えております。追加箇所は勝田町になります。勝田町の選定理由につきましては、地籍調査の効果としまして、都市計画道路米子駅車尾線と土砂災害特別警戒区域の調査区域が区域内にありますので、公共事業の円滑化に寄与する地区であると考えております。また、米子市の市街地の地籍調査の進捗率が14%と低いため、市街地の調査を進めていきたいと考えております。今後、地籍調査を行った箇所は、土地取引の活性化につながるものと考えております。今年度は国の基本調査を行い、令和9年度より市の地籍調査を予定しております。

続きまして、3、国の基本調査につきましては、国土交通省のほうが行います。効率的な手法を用いたMMS、モービルマッピングシステムを活用した調査であります。勝田町の外郭を調査いたしますので、隣接の博労町2丁目、4丁目、車尾1丁目の一部も調査範囲になります。

4、今後の予定につきましては、和田町は令和11年度に調査完了予定でございます。続きは大篠津町を予定しております。淀江町のほうは、稲吉の一部に地籍調査が困難と思

われる箇所がありますので、そこを除いて令和15年度に一旦調査を終わります。勝田町のほうは令和12年度に調査完了予定でございます。

最後に、別紙、位置図につきまして御説明いたします。凡例の水色の着色箇所は、令和8年度調査区域でございます。調査面積のほうは、当初計画で補助金の配分が少なかったため、調査面積も少なくなっております。次に、凡例の緑色の着色箇所でございます。面的な事業実施済み区域になります。この箇所は、参考として記載しております。面的な事業実施区域につきましては、法務局の公図を修正している事業であります。一定程度、現地と法務局の備付け図面が合う地域と考えております。

主な事業としては、土地区画整理事業、土地改良事業、公有水面埋立事業、法務局14条地図作成事業、開発行為になります。調査済み区域と面的な事業実施済み区域を合わせた進捗率は、概数であります。説明は以上となります。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

国頭委員。

**○国頭委員** 過去にもなかなか、市の内部でもいろいろあったみたいで、和田とかなかなか進まないということも指摘させていただいたこともあったんですけども、ほかのところも待って、米子市は割合としては進んでるのかもしれないですけど、まだまだたくさんあるってことです。ちなみに、和田が終わって大篠津となっています。淀江が終わった後とかは、次はどこって計画とかはまだ全然ないのでしょうか。

**○西野委員長** 森脇地籍調査課長。

**○森脇地籍調査課長** 淀江のほうは、終わった後の計画につきましてはまだございませんが、米子市のほうの調査を3地区実施することになりますので、可能性としては隣接したところになる、ところの調査になると思います。

**○西野委員長** 国頭委員。

**○国頭委員** 隣接した、先ほど言われたその市街地のほうの3地区になるんですか。

**○西野委員長** 森脇地籍調査課長。

**○森脇地籍調査課長** すみませんでした。ちょっと言葉足らずですみません。淀江町のほうの隣接の箇所になると考えております。

**○国頭委員** 分かりました。

**○西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市民球場のナイター照明設備の故障について、当局からの報告をお願いいたします。

渡部スポーツ振興課長。

**○渡部スポーツ振興課長** 米子市民球場のナイター照明設備の故障について御報告をいたします。Side Books内資料、米子市民球場ナイター照明設備の故障についてを御覧ください。

令和7年12月25日に発生した落雷の影響によりまして、米子市民球場のナイター照明設備が故障し、使用できない状態となっており、経過及び今後の対応について御報告させていただきます。

まず、1の経過ですが、令和7年12月25日に市内で落雷が発生し、翌26日に指定管理者がナイター照明が点灯しないことを確認、同日に電気業者による確認を行っております。翌年、令和8年1月16日に電気事業者による調査を実施し、照明設備メーカーによる調査が必要と判断をいたしまして、2月24日からメーカーによる調査を行いまして、3月18日に故障の内容を特定したところでございます。

2の故障の内容ですが、ナイター照明には避雷針及び避雷器の設置によりまして、避雷対策を施していたところでございますが、想定を超えるエネルギーの落雷により過電圧となり故障したものでございます。故障箇所といたしましては、事務室からナイター照明6棟を遠隔操作により点灯、消灯するための設備の故障、ナイター照明2棟の避雷器の故障、ナイター照明1棟につきまして、分電盤の故障により照明の下半分が点灯しない、以上の3か所が主な故障でございます。

3の故障に伴う影響でございますが、修繕の工期が一定期間必要なことから、今シーズンのナイター照明の利用ができない可能性が高いものと見込んでおります。

4の今後の対応についてですが、現在、修繕に向けまして令和8年7月議会において予算措置をお願いする方向で検討いたしております。また、ナイターの利用頻度の高い団体には、照明の使用できない旨と併せまして、西部地区のナイター照明設備のある球場の情報を御案内したところでございます。説明は以上です。

**○西野委員長** 当局からの報告は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見を求めます。田村委員。

**○田村委員** 避雷針が機能してないっていうか、想定以上のエネルギーだったということなんですけど、何ていうんですか、容量みたいなものってあるんですかね、避雷針の種類っていうのは。要は、この電圧までは大丈夫とか、これ以上は大丈夫とか、そんな話聞いたことないんですけれども。

**○西野委員長** 渡部スポーツ振興課長。

**○渡部スポーツ振興課長** まず、避雷針につきましては、棟を守るために地面に電流を逃す設備になります。避雷器につきましては、その中の電気設備を守るものということでございまして、避雷針のほうに電気が落ちた後に、その後エネルギーが大きかったということで、いわゆる電線のないっていうか、地面に落ちた後も電気が走って、照明棟の回路等に電気が及んだということだというふうに確認をしております。

**○西野委員長** 田村委員。

**○田村委員** 避雷針からいって、引下げ導線で接地した、それが返ってきたって、そんな話なんです。意味が分かんないんですけど。

**○西野委員長** 渡部スポーツ振興課長。

**○渡部スポーツ振興課長** 事業者のほうからは、地面に逃がしたんですけども、それが電流が大きくて、回路の中に入ってしまっただってということだというふうに確認をいたしております。

**○田村委員** 分かりました。中田委員が関連して言っていただきます。

**○西野委員長** 中田委員。

**○中田委員** ほんなら、今後の修理に向けてなんですけど、要は、落雷をして対地電圧が上がって、逆サージで電気設備が壊れとる。そうすると、特に遠隔操作の照明棟なんかの

制御装置なんかの、要は、逆のサージの対地電圧が上がったことによって、逆に上がってくる、電位差が生じる、そこの電流を遮断する保安器の装置がしっかりしてないと、避雷針だけ直しても、ぼんぼん落ちて、また対地電圧がそれなりに高くなれば、この設備は、要は壊れるわけですよ。だから、そういったところの、やっぱりしっかり設計段階で、何ていうか、容量とかそれこそ、保安器の。そういったところで故障の発生リスクの少ない設備をぜひ検討していただいて、7月議会に、私がおるかどうかわかりませんが、また御提案いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○西野委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 今回の故障を受けまして、雷については100%防げるような設備はないというふうには確認はしておりますけども、ただ、現在ついているものよりも機能を上げたようなものを設置することも含めまして、検討をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○西野委員長 ほかにございませんか。

森谷委員。

○森谷委員 じゃあ、経過のところちょっと確認させてください。令和7年12月26日に日付が書いてありまして、電気業者による現地確認を実施となっております。これは1日だけの内容なのか、それとも何日かかかったのか、実施期間ですね。お願いします。

○西野委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 最初、令和7年12月26日の確認につきましては、この日1日ということで、点灯をしないので、雷の影響ではないかということでの確認のところまででございます。以上です。

○西野委員長 森谷委員。

○森谷委員 じゃあ、次に、令和8年1月16日が電気業者による調査の実施となっておりますが、この期間が、令和7年12月26日から翌年の1月16日という、間がこんなに開いているのは何でかなど。

あと、それから、令和8年2月24日から3月18日、照明設備メーカーと電気業者の調査を実施とか、3月18日に故障の内容を確定とかって、結構、何かあんまりスピード感がないというか、それは何か理由があるんでしょうか。

○西野委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 まず、令和7年12月26日の確認につきましては、指定管理者のほうにふだんいろいろ付き合いがある、お願ひをしている電気事業者に来て確認をしてもらいまして、その後、1月16日に別の事業者に来ていただいて、もう少し詳細な確認調査を行ったところ、メーカーにもちょっと判断を仰がないと分からないという結論になりました。その後に、メーカーの調査ですけども、メーカーの、当然県外から来ていただいてということになります。また、ちょっと調査の委託契約を結んだりというようなこともございましたので、少し間が空いてからの調査ということになったのが経過でございます。以上です。

○西野委員長 森谷委員。

○森谷委員 そういった、素人的にももうちょっとスピード感があれば、もっと早い時期で改善というか、また議会で予算措置を検討できたんじゃないかというふうな、ちょっと

思いがありましたので質問させていただきました。以上です。

○西野委員長 ほかにございますか。

国頭委員。

○国頭委員 そもそもですけど、今までの避雷器っていうのはどのくらいついているものなんでしょうか。どのくらいの数。

○西野委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 避雷器につきましては、市民球場のナイター照明全6棟ございますけども、その6棟全てに設置をいたしております。

○西野委員長 国頭委員。

○国頭委員 何か私もちょっと聞いた話なんですけど、その照明についての避雷器もあるという。また別建ての避雷器もあると聞いてるんですけども。今までの分は照明についている避雷器だったんですかね。その辺どうなんだ。

○西野委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 先ほど御答弁したように、照明棟6棟ございます。それぞれについて設置をされているものでございます。

○西野委員長 国頭委員。

○国頭委員 避雷器がついてても100パー防げるものではないという、先ほど言われたんですけども、聞くところによると、今度の補正で、7月で出してこられるんですけども、千万単位、やっぱり高額なものですので、どれが、どの製品がいいってところはあるのかないかちょっと分からないですけども、しっかりと今度されるものについて、山陰ですから雷も多いっていうのは分かると思うんですけども、防げるようにいろいろ研究をしていただきたい。対策を取っていただきたいなと思っております。以上です。

○西野委員長 ほかにございますか。

津田委員。

○津田委員 今、避雷器とかっていう話ばっかしにちょっとなってますけど、これの制御盤とかっていうのは、もう過去から替えられたことがあるんでしょうか。何年ぐらい使われてるもんなんですかね。

○西野委員長 渡部スポーツ振興課長。

○渡部スポーツ振興課長 昨年度、市民球場のナイター照明LED化ということで更新を行っております、その際に、地震対策の避雷器ですね。こちらについては更新をいたしております。

○西野委員長 津田委員。

○津田委員 ちょっと昔から替えてないんじゃないかっていうふうに私自身は思ってます、それによって雷のサージでやられたんじゃないかなっていうふうにちょっと感じたものでお聞きしましたけど、サージもかなり影響があつてのことだと思いますけれども、そういうところも設置不良ですとか、その辺もいろいろなという知識というか、業者さんとかにいろいろ相談されて、対策を打つっていうことも大切だなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○西野委員長 ほかにございますか。

今城委員。

○**今城委員** 関連してなんですけれども、今、今回のことでは市民球場のナイター設備の照明ってということなんですけれども、今後のことを考えていったときに、思いも寄らぬエネルギーのものがということが今後起こらないとも限らないっていうのは、もうこの、最近の気象状況を考えたらあるかなと思うんです。そういう意味でいうと、市内のそういう、例えば、すぐ近くでいうと陸上競技場ですとか、そういう感じの、皆さんが使っていたくような、こういう体育施設ですとか、そういうような感じのところ、もし照明設備とかのことが旧態としたものであるとすれば、1回よく点検をするほうが、もしかしたらいいのかなと。今回と同じようなことが起こったときにも心配がないっていう、遮断機が幾つかもついているとかいうことだったら安心だと思うんですけど、言ってみれば、人やものを守るために、落とすためにつけているものなので、下手なこととして落とさないなんていうことはする必要がなくて、落ちてもらうほうがいいんですけど、逆サージになっているっていうことになると、やっぱりどっかの施設が足りないんだよねっていうことになるのであれば、同じような施設とか考え方でつくられている旧式のものっていうのは、もしかしたら同じことが起こるかもっていうことも今後考えれなくはないので、一度点検とか、古いものなのかどうなのかはちょっと分からないんですけど、1回、安全のためには点検も必要なかなと思いますので、そういう計画はないですよ、今のところはね。今回、修繕のことしかないと思うんで。ですよ。ということを見ると、一度検討していただいて、早急にそこは、同じことを何度も起こすっていうのはあんまりよろしくないと思いますので、やるならしっかりやって、対応をしてもらいたいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○**西野委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**西野委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

以上で全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午前11時37分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 西野 太一